金融商品の勧誘方針

当組合は，貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

１　組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

２　組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

３　不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を抱くような説明は行いません。

４　電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。

５　組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

６　販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

附則

この方針は，平成２３年　４月　１日から施行する。

十勝清水町農業協同組合